

議案第十四号

中央区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について  
右の議案を提出します。

令和八年三月三十一日

提出者 中央区教育委員会教育長 平 林 治 樹

中央区立学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則

中央区立学校の管理運営に関する規則（昭和五十三年九月中央区教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（主任教諭及び主任養護教諭）

第五条の二 幼稚園に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。

2 幼稚園に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。

第八条中「、第十五条の三」を削る。

第十五条の三の見出し中「主任」を「主務」に改め、同条第一項中「、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭」を「主務教諭」に改め、同条第二項を第四項とし、同項を次のとおり改める。

4 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受

けて小中学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くことができる。

同条第一項の次に次の二項を加える。

2 主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて小中学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

3 主務教諭の職名は、主任教諭とする。

同条第四項の次に次の一項を加える。

5 前項に規定する主務教諭の職名は、第三項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。

第十六条第一項、第二項及び第三項中「主幹教諭」の次に「又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭」を加える。

#### 附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。

#### (説 明)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律が公布され、学校教育法の改正及び学校教育法施行規則の改正により、学校に置くことのできる職として新たに主務教諭の職が設置されることに伴い、規則の一部を改正する必要が生じたため、この議案を提出します。

新

（主任教諭及び主任養護教諭）

第五条の二 幼稚園に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。

2 幼稚園に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。

（準用規定）

第八条 第九条、第十条第二項及び第三項、第十一条から第十三条まで、第二十四条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十六条及び第四十一条の規定は幼稚園に準用する。この場合において「校長」とあるのは「園長」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「小中学校」とあるのは「幼稚園」と、「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と、「学年別授業日数及び授業時数の配当」とあるのは「教育日数及び教育時数」と読み替えるものとする。

（主任教諭及び主任養護教諭）

第十五条の三 小中学校に主任教諭

を置くことができる。

2 主務教諭は、児童又は生徒の教育をつかさどり、及び命を受けて小中学校の教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う。

3 主務教諭の職名は、主任教諭とする。

4 小中学校の実情に照らし必要があると認めるときは、児童又は生徒の養護をつかさどり、及び命を受けて小中学校の教育活動

旧

（準用規定）

第八条 第九条、第十条第二項及び第三項、第十一条から第十三条まで、第十五条の三、第二十四条から第三十条まで、第三十二条、第三十三条、第三十五条、第三十六条及び第四十一条の規定は幼稚園に準用する。この場合において「校長」とあるのは「園長」と、「副校長」とあるのは「副園長」と、「小中学校」とあるのは「幼稚園」と、「学習指導要領」とあるのは「幼稚園教育要領」と、「学年別授業日数及び授業時数の配当」とあるのは「教育日数及び教育時数」と読み替えるものとする。

（主任教諭及び主任養護教諭）

第十五条の三 小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭の職として、主任教諭を置くことができる。

2 小中学校に、特に高度の知識又は経験を必要とする養護教諭の職として、主任養護教諭を置くことができる。

新	旧
<p>           5 前項に規定する主務教諭の職名は、第三項の規定にかかわらず、主任養護教諭とする。         </p> <p>           (主任)         </p> <p>           第十六条 小中学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。         </p> <p>           2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。         </p> <p>           3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭又は教育活動に関し教諭その他の職員間における総合的な調整を行う主務教諭を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。         </p> <p>           附 則         </p> <p>           この規則は、令和八年四月一日から施行する。         </p>	<p>           第十六条 小中学校に教務主任、生活指導主任、保健主任及び学年主任を置く。ただし、これらの主任の担当する校務を整理する主幹教諭         </p> <p>           (主任)         </p> <p>           を置くときその他特別の事情のあるときは、これらの主任を置かないことができる。         </p> <p>           2 小学校に研究主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭         </p> <p>           を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。         </p> <p>           3 中学校に進路指導主任を置く。ただし、当該主任の担当する校務を整理する主幹教諭         </p> <p>           を置くときその他特別の事情のあるときは、これを置かないことができる。         </p>